

【令和3年度制度改正・報酬改定に係る】質疑応答集

(令和3年5月6日時点)

付番	質問のサービス種類	項目	【(項目)で報酬改定を選択した場合】 加算の名称	質問	回答
1	就労継続支援A型	制度改正(人員配置等)		・スコア方式の公表方法について、ホームページ等で公表とありますが弊社はホームページを作成しておりません。ホームページ以外に公表方法はどのようなものがありますか。 ・ワムネットにスコア方式の内容について項目追加はされないのでしょうか。	・事業所のホームページがない場合、以下の公表方法を御検討ください。 ①市町村等が発行する情報誌への掲載 ②当該就労継続支援A型事業所等及び関係機関等での掲示 (令和3年3月30日付障発0330第5号通知「厚生労働省が定める事項及び評価方法の留意事項について」参照) ・なお、現時点ではワムネットへの項目追加の予定は確認できておりません。
2	児童発達支援	報酬改定(加算関係等)	個別サポート加算(Ⅰ、Ⅱ)	だれがどのように判定するのか?、事業所の判断で算定してよいのか?特にⅡについて、どの様に判断したら良いのか?	・個別サポート加算(Ⅰ)の算定に当たっての対象児の判断は、市町村が行います。 ・個別サポート加算(Ⅱ)の算定は、事業所が保護者の同意を得て算定するものです。令和3年3月31日付事務連絡「個別サポート加算(Ⅱ)の取扱いについて」で詳細が示されておりますので、御確認ください。
3	児童発達支援	報酬改定(加算関係等)	児童指導員等配置加算	この加算は継続されるのか	・当該加算は、今回の報酬改定により、基本報酬に包括されたため、廃止となっております。
4	放課後等デイサービス	制度改正(人員配置等)	児童指導員等加配加算	新たに雇用した非常勤職員の資格証明書で「放課後児童支援員認定資格修了書」がありますが、要件の「児童指導員」に該当するのでしょうか。	・「放課後児童支援員認定資格修了書」の交付のみでは、児童指導員の要件を満たしません。 ・児童福祉事業の従事期間(2年又は3年)が必要となりますので、実務経験証明書を取得し、御確認ください。
5	医療型障がい児入所	報酬改定(加算関係等)	ソーシャルワーカー配置体制加算	加算を追加した場合、利用者全員に加算が算定できるのか?もしくは年度内に18歳となる利用者のみしか算定できないのか?	・利用児全員に加算が算定されます。
6	医療型障がい児入所	報酬改定(加算関係等)	ソーシャルワーカー配置体制加算	配置は一人でも大丈夫なのか?	・地域移行等の業務を専ら行うソーシャルワーカーを1名以上配置することとなっております。必要人数は対象利用児の状況を鑑み、施設で御判断ください。
7	医療型障がい児入所	報酬改定(加算関係等)	ソーシャルワーカー配置体制加算	この加算のみを追加する場合、届出の提出は添付書類一覧表の必須項目のみでいいのか?	・当該加算を算定する際は、加算様式も一緒に提出をお願いします(4月12日追加)
8	共同生活援助	その他	夜間支援体等体制加算(Ⅲ)	付表17に印は必要か。 左記加算のみの場合でも勤務形態一覧表の提出は必要か。	・付表17についての押印は、令和3年4月以降の届出から押印不要といたします。 ・夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、警備会社への委託等により算定できる加算であることから、勤務形態一覧表の提出は不要です。

(令和3年5月6日時点)

付番	質問のサービス種類	項目	【(項目)で報酬改定を選択した場合】 加算の名称	質問	回答
9	就労継続支援A型	その他		就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書においてWAMNETでの登録情報に係る定期報告を行う場合、評価点の公表はインターネット利用欄に記載するのか？それともその他の欄に記載するのか？このことに関し、WAMNETの定期報告様式には就労継続支援A型のスコア公式に関する欄が設けられるのか？	・現時点ではワムネットへの項目追加の予定は確認できておりません。 ・算定したスコアの合計点及び当該スコアの詳細について、令和3年3月30日付障発0330第5号通知「厚生労働省が定める事項及び評価方法の留意事項について」で示されている別紙2-1及び別紙2-2の様式を事業所のホームページ等インターネットを利用し、公表してください。
10	就労継続支援A型	報酬改定(加算関係等)	就労継続支援A型事業所におけるスコア表、施設外公開表	スコア表の(5)地域連携活動について、『地域連携活動実施状況報告書』の<目的>欄についてのお尋ねです。この対象者とは誰を指しますか。企業のことか、利用者のことでしょうか。	・地域連携活動の内容によって、連携先の事業所・利用者のメリットが発生するため、どちらかに固定することはないと考えます。
11	就労継続支援A型	報酬改定(加算関係等)	就労継続支援A型事業所におけるスコア表、施設外公開表	スコア表の(5)地域連携活動について、『地域連携活動実施状況報告書』の<活動の様子>欄についてのお尋ねです。活動の様子は、利用者によっては顔を出したくない人もいるため、顔を分らないように加工する、または手元だけの写真でも問題ないでしょうか。	・利用者の肖像権、個人情報に配慮し、貴見の取扱いでも可能です。
12	放課後等デイサービス	制度改正(人員配置等)	児童指導員等加配体制(Ⅰ)、専門的支援加算体制	左記、加算体制において当該職員は常勤換算法で1.0を満たしている状態ですが、日ごとに見ると、休んでいる加算該当職員がいた場合は、その日は算定できないのでしょうか。(今回も福岡市と方式が異なるかと思い質問させていただきました。)	・算定に当たっては、日ごとではなく、月単位で常勤換算上1人以上加配されているかで判断しております。
13	児童発達支援	報酬改定(加算関係等)	専門的支援加算	心理指導担当職員はどこまで認められるのか？ 公認心理師、認定心理士、心理学卒業、心理学履修者	・資格の有無は問わず、「学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する過程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められるもの」であることが条件となります。
14	共同生活援助	報酬改定(加算関係等)	夜間支援等体制加算	夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定している4月以降も変更はありません。今回のお知らせで「加算を算定している場合のみ」届出が必要とされていますが、変更がなくても4月15日までの届出が必要でしょうか。	→よくある質問で回答。
15	共同生活援助	報酬改定(加算関係等)	夜間支援体制加算Ⅲ	当法人の共同生活援助については夜間支援体制加算Ⅲで届け出ており、令和3年度も変更は無い、加算届出についての「重要」で、必ず加算等の届出が必要なサービスに共同生活援助(夜間支援等体制加算を算定している事業所)とあるが、夜間支援体制加算Ⅲの事業所も届出対象か？報酬改定概要のP135で夜間支援体制加算Ⅲは(略)となっている。この意味は何か？もし、夜間支援体制加算Ⅲは提出不要であれば、その旨記載すべきではないのか？	→よくある質問で回答。
16	就労継続支援B型	報酬改定(加算関係等)		届出書類の付表17の届出者の氏名の横に印鑑は必要ですか？	→よくある質問で回答。
17	生活介護	報酬改定(加算関係等)	重度障害者支援加算	現在、重度障害者支援加算を算定しているが、新たに重度障害者支援加算(Ⅱ)として届け出を行う必要がありますか。	・算定要件を満たしている場合、届出の必要はありません。
18	放課後等デイサービス	報酬改定(加算関係等)	個別サポート加算	届出書が見つけれられませんが、届け出は必要ないのでしょうか。	・県への届出が必要な加算ではありません。 ・算定の場合は、留意事項通知及び令和3年3月31日付事務連絡「個別サポート加算(Ⅱ)の取扱いについて」を御確認の上、必要な記録等を整備してください。
19	児童発達支援	報酬改定(加算関係等)	個別サポート加算(Ⅰ)、強度行動障害加算	受給者証に両方記載されていますが、両方算定が可能なのか？	・それぞれの加算の要件に該当する場合、いずれの加算も算定可能です。
20	児童発達支援	報酬改定(加算関係等)	個別サポート加算(Ⅰ)、強度行動障害加算	受給者証に強度行動障害加算のみ記載の児童がいます。上記にて両方ともに算定可能な場合、重症度から考えると個別サポート加算(Ⅰ)が強度行動障害に含まれると考えることができるのか？もし含まれるなら両方も加算の算定が可能なのか？	・個別サポート加算(Ⅰ)の算定に当たっての対象児の判断は、市町村が行います。 ・個別サポート加算(Ⅰ)の対象児であると判断され、強度行動障害支援加算の要件を満たしていれば、いずれの加算も算定可能です。

(令和3年5月6日時点)

付番	質問のサービス種類	項目	【(項目)で報酬改定を選択した場合】 加算の名称	質問	回答
21	就労継続支援B型	報酬改定(加算関係等)	平均工賃月額区分	去年は新型コロナウイルスの影響が多くあり、特に年度前半の工賃がぐっと下がりました。厚生労働省HP内の『令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容』P9にて、「平均工賃月額区分について、本年度は柔軟な取り扱いを実施」といった文言がありました。具体的にはどのような取り扱いになるのでしょうか。 また平均工賃月額区分の算定方法については、ほぼ出席される方と週1、2回の利用者の方とおられ、工賃に幅があるのですが、収入に対して1度でも工賃をもらった利用者を含めて計算すると、平均工賃そのものがかなり低くなります(そもそも計算方法が間違っているのでしょうか…)	・令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、就労継続支援B型の場合、(Ⅰ)平成30年度(Ⅱ)令和元年度(Ⅲ)令和2年度のいずれかの実績で評価することが可能となっております。 ・前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する場合、除外できる場合は留意事項通知に定められている対象者のみとなります。
22	就労継続支援B型	その他		介護給付費の算定に係る体制等に関する届出書/添付書類一覧表の●○提出時に届出済で以前から加算をうけている分(福祉専門員配置加算・重度者支援体制加算・目標工賃達成指導員加算・送迎加算)はR3.4.1～変更がない加算は届出の必要はありますか？	・従来届けている加算の算定内容に変更がない場合は、その加算の届出の提出は不要です。
23	放課後等デイサービス	制度改正(人員配置等)	専門的支援加算	1日10名を超えてサービスを行う際に、指導員を1名加配しなくてはならないが、専門的支援加算の担当職と同一の職員で人員配置を満たすことになるのか？	・専門的支援加算(児童指導員加配加算も同様)を算定する場合、原則として定員を超えた利用者に対して必要な人数に加え、加配をする必要があります。
24	就労継続支援B型	報酬改定(加算関係等)	基本報酬について	平均工賃月額は新型コロナウイルスの影響を踏まえ、前年度の実績ではなくてもよいとの記載があるが、前々年度の分を用いても差し支えありませんか。(届出書内の前年度の工賃支払対象者数・支払工賃額の状況)また、その際は提出する書類にその旨記載する必要はありますか。	・就労継続支援B型の基本報酬を算定する場合、前々年度の実績を用いて差し支えありません。 ・加算届出の際、添付資料は不要ですが、根拠資料等は事業所にて保管ください。
25	生活介護	報酬改定(加算関係等)	重度障害者支援加算(Ⅰ)	①この加算の要件に、「人員配置体制加算(Ⅰ)及び常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している事業所」とあるのですが、この場合、人員配置体制加算の1.7:1の人員の中に、常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)に係る常勤看護師3名も含めてよいのでしょうか？それとも、看護師3名は、1.7:1の人員配置に加えて配置しなければならないのでしょうか？ ②「重症心身障害者が2名以上利用」と記載されていますが、「重症心身障害者」とは、何をもち判断したらよろしいのでしょうか？該当者は、受給者証に記載されているのでしょうか？	①生活介護の重度障害者支援加算を算定する場合、人員配置体制加算の1.7:1の人員の中に、常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)に係る常勤看護師3名も含めて差し支えありません。 ②重症心身障害者の判定は、支給決定市町村により行い、受給者証に記載されます。
26	就労継続支援A型	報酬改定(加算関係等)	就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について	評価項目のうち多様な働き方について、就業規則等の整備状況は、毎年度4月1日時点の規定内容により評価することとあるが、前年度の実績評価をするときの就業規則は、2020年4月1日時点の内容で評価するのでしょうか。例外措置はないのか併せて伺いたい。	・就労継続支援A型の基本報酬の算定に係る、多様な働き方について評価をする場合、貴見のとおり、前年度の実績評価をする際の就業規則は、2020年4月1日時点の内容で評価して差し支えありません。 なお、現時点での例外的措置はありません。
27	就労継続支援A型	報酬改定(加算関係等)	就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について	多様な働き方の中の、免許資格について、挙げられている教育訓練給付以外の物はどんなことを想定しているのか。	・就労継続支援A型の基本報酬の算定に係る、多様な働き方に関する評価要素のうち①免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項を評価する際の例として、受験料の補助、資格取得に伴う昇給等が想定されます。
28	就労継続支援A型	報酬改定(加算関係等)	就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について	同じく支援力向上について先進的事業者の視察・もしくは先進的事業者における実習への参加に関して、先進的事業者の例はどうやってこちらが把握するのか。	・就労継続支援A型の基本報酬の算定に係る、支援力向上に関する評価要素のうち③障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況について、先進的な取組を行う事業者は、貴事業所にて実施されていない取組を行っている事業所をインターネット等で把握いただきたい。
29	就労継続支援B型	報酬改定(加算関係等)	地域協働加算	地域住民その他の関係者と、協働とあるが、具体的にどのようなことを指すのか？生産農家の方々とか「きくらげ研究会」を結成し、きくらげ研究会として地元直売所で販売したり学校給食に納品している。また、当事業所が事務局として売り上げを農家に配分したり、各農家で作った乾燥きくらげを袋詰めして販売している。この活動は地域協働と言えるのか？	就労継続支援B型の地域協働加算は、利用者の地域での活躍の場、活動の場を広げることが目的であるため、就労及び生産活動の一環として、「地域の方々と取り組むこと」がその対象の範疇となり、貴事業所における活動は、地域協働加算の算定対象となり得ます。
30	就労継続支援B型	報酬改定(加算関係等)	地域協働加算	「活動内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合」とあるが、フェイスブック等のSNSで公表した場合も該当するのか。きくらげ研究会としてフェイスブックで情報発信しているが、B型事業所の情報というよりきくらげ栽培についてである。これも活動内容として公表しているといえるのか？	就労継続支援B型の地域協働加算は、地域住民と協働して活動した内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合に算定可能となり、貴事業所における公表方法は、算定対象になり得ます。
31	児童発達支援	報酬改定(加算関係等)	専門的支援加算	専門的支援加算の2. 児童指導員123単位の加算の取得には5年以上の児童福祉事業に従事していない保育士、児童指導員を常勤で配置した場合、算定可能となるのか	・放課後等デイサービスの専門的支援加算では、従事期間に関わらず保育士、児童指導員は対象外です。 ・5年以上児童福祉事業に従事していない児童指導員は対象外です。
32			児童指導員加配加算	児童指導員加配加算はこれまで通り保育士を常勤で配置した場合187単位の取得が可能なのか それともそれについても5年以上の実務経験を必要とするものなのか	・児童指導員加配加算については、従来通り保育士の実務経験は要しません。

(令和3年5月6日時点)

付番	質問のサービス種類	項目	【(項目)で報酬改定を選択した場合】 加算の名称	質問	回答
33	放課後等デイサービス	報酬改定(加算関係等)	30分以下の放課後等デイサービス	学校の下校時間が固定で遅い為、当事業所の在り時間が30分以下になる場合は利用の対象になるのか？	・下校時間が固定で遅いため、放課後等デイサービスの在り時間が30分以下になる場合は、報酬は算定できません。 ・30分以下の放デイの提供は、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在り時間数を延ばす必要があると市町村が認めた就学児に限り、報酬の対象です。
34	放課後等デイサービス	報酬改定(加算関係等)	欠席時対応加算Ⅱ	保護者の都合で急遽早くお迎えに来られて、在り時間が30分以下になった場合は算定の対象となるのか？	算定するには、保護者から事前連絡がなく急遽迎えに来られた理由等を整理し、記録で残しておく必要があります。
35	放課後等デイサービス	報酬改定(加算関係等)	専門的支援加算	専門的支援加算の対象となる作業療法士は処遇改善加算の対象となるのか？	処遇改善加算を算定する場合、専門的支援加算の対象となる作業療法士は、児童指導員として配置されている際、処遇改善加算の対象となります。
36	放課後等デイサービス	報酬改定(加算関係等)	・医療的ケア区分に応じた報酬 ・医療連携体制加算	『利用する医療的ケア児の人数が3人未満になるときは、①医療的ケア区分に応じた基本報酬、又は②医療的ケア児以外の基本報酬+医療連携体制加算を算定できる』とあり、状況に応じて(日によって)①か②を算定してよいということの間違いないでしょうか？又、放課後デイに配置している看護師が対応した場合においても、医療連携体制加算を算定できるということの間違いないでしょうか？	・1か月単位で算定を行います。(日ごとで①と②を算定するものではない) ・事業所に配置する看護職員が看護を行うことでも、医療連携体制加算は算定可能です。
37	放課後等デイサービス	報酬改定(加算関係等)	・専門的支援加算	『理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価』とありますが、放課後児童健全育成事業に5年以上従事した児童指導員も対象となりますか？	・対象になります。しかし、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を配置した場合は、児童発達支援のみが算定対象となります。(放課後等デイサービスは児童指導員、保育士では算定不可)
38	共同生活援助	報酬改定(加算関係等)	医療連携加算Ⅶ	医療連携加算Ⅶについて 詳細が知りたい。(現在のⅤに相当するか、具体的な体制の内容等)また、申請書の例文が欲しい。 連携している病院の看護師のみの確保で(施設に配置や勤務してなくても)加算申請ができるのか。その際、どのような体制を取ってあげばよいのか。	・医療連携体制加算(Ⅶ)については、従来の加算(Ⅴ)の要件に追加で、看護師1人につき算定できる利用者数の上限が20人までと設けられているため、事業所が、当該加算に係る連携先となる病院等に対して、当該事業所を担当する看護師の別の事業所における当該加算の算定状況を確認するなどにより、当該加算の算定対象となる利用者の合計が看護師1人につき20人を超えないように算定する必要があります。
39	児童発達支援	報酬改定(加算関係等)	専門的支援加算	専門的支援加算における5年以上児童福祉事業に従事した保育士(児童指導員)の実務経験証明書が、4月15日の届出期限に間に合わない場合、加算の算定はできないのか。	・今回の4月1日適用分の当該加算に関しては、必ずしも県へ証明書類の届出がないと加算を算定できないわけではないが、実務経験証明書類等の書類は取得いただき、事業所で保管をしてください。(実地指導で確認する場合があります) ・5月1日適用分からは、加算の届出と併せて、実務経験証明書類の提出をお願いします。
40	就労継続支援A型	報酬改定(加算関係等)	報酬区分	就労A型の報酬区分の判定としてスコア表を使用した評価方法になっているが、評価項目である(3)多様な働き方で、就業規則等の整備状況については、毎年度4月1日時点の規定内容により評価することとなっているが、その4月1日とは報酬を算定する年度の4月1日なのか、算定する前年度の4月1日なのか、どちらでしょうか。	令和3年度の基本報酬の算定に係るスコアの算出に当たっては、「多様な働き方」の各項目に係る就業規則等の整備状況の評価については、令和3年4月1日時点で就業規則等が整備されていれば1点となります。また、当該項目の前年度における活用実績の評価については、前年度における活用実績の根拠となる就業規則等が、当該項目を活用した時点で整備されていればさらに1点を加算するものであり、必ずしも前年度の4月1日時点で整備されている必要はありません。
41	就労継続支援B型	その他		介護給付費の算定に係る体制等に関する届出書/添付書類一覧表の●○提出時に既に届出済で以前から加算を算定している(福祉専門員配置加算・重度者支援体制加算・目標工賃達成指導員加算・送迎加算) R3.4.1～変更がない加算は今回改めて届出する必要はありますか？	報酬改定以前から算定している加算について、変更がない場合は、改めての届出は不要です。
42	就労継続支援B型	報酬改定(加算関係等)	就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書について	当法人は生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援B型の3つのサービスを多機能型として提供しています。就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書の「定員区分」とは就労継続支援B型の定員数でしょうか？それとおも、多機能型の利用定員数(3サービスの定員合計数)でしょうか？	就労継続支援B型に係る基本報酬の算定について、多機能型事業所を運営している場合、定員区分は、多機能型の利用定員数を申し出ください。
43	就労継続支援B型	その他	報酬改定の概要別紙1(P72～126)に記載の「利用定員」の考え方について	30年度報酬改定で「利用定員」の定義は多機能型の場合、サービスの合計定員を指していたと思いますが、今回の報酬改定も同様と考えてよろしいでしょうか？当法人は生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援B型の3つのサービスの多機能型で3サービスの合計定員数は72です。例えば、就労継続支援B型の場合、P100の利用定員が61人以上80人以下に該当すると考えてよろしいですか？因みに就労継続支援B型のサービス定員は60人です。	お見込みのとおりです。

(令和3年5月6日時点)

付番	質問のサービス種類	項目	【(項目)で報酬改定を選択した場合】 加算の名称	質問	回答
44	就労継続支援B型	報酬改定(加算関係等)	平均工賃月額	平均工賃月額の算出には「Q&A平成30年7月30日」で事業所の努力では利用者の利用日数を増やすことが困難な場合は計算から除外可能となっているが、医師の指示で普段は精神科デイケアへ通い、精神科デイケアが休みの時にB型を利用する利用者は算定から除外してよいのか。	就労継続支援B型の平均工賃月額を算定するにあたり、医師の指示で普段は精神科デイケアへ通い、精神科デイケアが休みの時にB型を利用する利用者については、事業所の努力では利用者の利用日数を増やすことが困難な場合に該当すると考えられるため、計算から除外して構いません。 この場合、通年かつ毎週、通院しているかの確認には、医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の写しなどを継続的に通院していることが把握できるものを事業所に提出させ、確認を行ってください。
45	居宅介護	報酬改定(加算関係等)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	令和3年度4月から初めて、居宅介護及び同行援護の特定加算Ⅰを算定予定(処遇改善加算は例年算定済み)で、既に県障がい福祉サービス指導室宛に、特定加算も含めて申請したが、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書と体制等状況一覧表は提出しなければならないのか。	処遇改善加算の計画書提出に伴い、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書と体制等状況一覧表の提出は不要です。
46	居宅介護	報酬改定(加算関係等)	特定事業所加算	当事業所では特定事業所加算Ⅱを算定しております。今回の改定で訪問介護は算定区分の変更がなければ届出の必要はないとの事ですが、居宅介護も同様に届出の必要はないでしょうか。	加算内容に変更がない場合は、届出の必要はありません。
47	共同生活援助	報酬改定(加算関係等)	医療連携体制(Ⅶ)	<p>定員65人のグループホームです。一人の看護師が担当できる利用者の上限が定められ、20名までとなりました。当ホームの場合は全員の利用者に対して加算を算定する場合は看護師が合計4名必要となりました。うち1名はうちで雇い入れている看護師に20人(グループ1)の利用者を担当してもらいます。</p> <p>ここからが質問ですが、残りの利用者は 訪問看護ステーション看護師Aさん→グループ2の利用者15名担当 例えば月1回医療連携、第1木曜日訪問 同訪問看護ステーション看護師Bさん→グループ3の利用者15名担当 例えば月1回医療連携、第2木曜日訪問 同訪問看護ステーション看護師Cさん→グループ4の利用者15名担当 例えば月1回医療連携、第3木曜日訪問</p> <p>とする予定です。</p> <p>この場合、訪問看護ステーションとの契約ですから、看護師AさんBさんCさんは同一人物でも良い気がするのですが、別人でないとだめでしょうか？</p> <p>グループ1 利用者20人 グループ2 別の利用者15人 グループ3 別の利用者15人 グループ4 別の利用者15人</p> <p>定員65名</p>	医療連携体制加算を算定する場合、看護師1人につき、20名の利用者が限度となっていることから、看護師Aさん、Bさん、Cさんは別人である必要があります。

(令和3年5月6日時点)

付番	質問のサービス種類	項目	【(項目)で報酬改定を選択した場合】 加算の名称	質問	回答
48	就労継続支援A型	その他	A型基本報酬	コロナ感染予防対策として事業所の内の密を防ぐ目的や、利用者の希望によりA型（通所、在宅 共に）の勤務時間短縮をした場合に 来年度のスコア評価 I 労働時間の点数は4時間以上4.5時間未満の40点ではなく1つ下の3時間以上4時間未満の30点の評価になるのか？	就労継続支援A型の基本報酬を算定する場合、利用開始時には予見できない事由により短時間労働（1日の労働時間が4時間未満のことをいう。以下同じ。）となった場合、当該短時間労働となったものについては、短時間労働となった日から90日分を限度として、延べ労働時間数及び延べ利用者数から除外しても差し支えないこととなっており、必ずしも短時間労働に伴い、来年度のスコア評価が下がることは限りません。 なお、短時間労働となってしまった事由について都道府県に届け出る必要があります。
49	就労継続支援B型	報酬改定(加算関係等)	地域協働加算	農家さんから委託を受け、田畑に出向き野菜の収穫など農作業をおこなっている。また収穫した野菜を当事業所で袋入れし、直売所や学校給食に納品している。この作業は地域協働加算の対象となるのか？	就労継続支援B型の地域協働加算は、利用者の地域での活躍の場、活動の場を広げることが目的であるため、就労及び生産活動の一環として、「地域の方々と取り組むこと」がその対象の範疇となり、貴事業所における活動は、地域協働加算の算定対象となり得ます。
50	放課後等デイサービス	報酬改定(加算関係等)	専門的支援加算	「専門的支援を必要とする児童」とはどういう児童か。受給者証にその旨追記され対象児童によるのか。 又は児童指導員等加配の中に常勤 1以上の配置しておれば加配加算187単位に加えさらに187単位加算される認識でよいのか。	・専門的支援を必要とする児童とは、受給者証に記載されるものではなく、理学療法士等(専門的支援加算の対象となる職種)による支援が必要だと事業所が判断する児童です。 ・専門的支援加算は、児童指導員加配加算を算定している場合、児童指導員加配加算の対象者とは別に常勤換算1以上の配置が必要となります。
51	児童発達支援	制度改正(人員配置等)		育児介護休業法による短時間勤務を取得予定の職員がおり、30時間以上の勤務で常勤扱いとするとあるが、この場合はその都度変更届を提出する必要があるのか、またどのように記載したらよいのか。 例えば、変更届の変更後欄に「名前(時短勤務)」と記載するのか。また、勤務表の右端にある「4週の合計時間」は「30時間」と記載し、名前欄に(時短勤務)と記載すべきか。もしくは特に時短勤務等の報告は不要で、勤務表も時短前の勤務通り「4週の合計時間」は「40時間」と記載してよいのか。	・加算に関係のない場合は、都度の報告は不要です。 ・勤務形態表の「4週の合計時間」は「30時間」と記載し、名前欄に(時短勤務)と記載する等、分かるように記載してください。 ・証拠として、就業規則等の整理がされているかを実地指導で確認する場合があります。
52	共同生活援助	報酬改定(加算関係等)	医療連携加算	医療的ケアが必要な入居者が、個人で訪問看護サービスと契約し、看護を受ける場合、医療連携加算(IV)及び(VI)の対象となりますか。	個人で訪問看護サービスと契約している場合は、医療連携加算の対象外です。